

(3) 郵送の場合

別紙の意見提出様式に則して、日本語で記載の上、御意見を提出して下さい。

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

なお、電話での受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

3. 意見の提出上の注意

氏名（法人の場合は、法人名）・住所等の連絡先（電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス）の記入をお願いします。（御意見を十分把握するため連絡をとらせていただくこともあります。）

記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせて頂くことがありますので、ご注意ください。

4. 意見の公開等について

皆様からいただいた御意見は、氏名（法人名）・住所等の連絡先を除き全て公開させて頂く可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

また、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 宛

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（案）」への意見

※ 氏名（法人名）	（法人の場合は、法人名、部署名及び担当者名）
※ 住所（所在地）	
※ メールアドレス	
電話番号	
FAX番号	
性別	
年齢	
職業	
<p>[御意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください）</li>   <li>・ 意見内容</li>   <li>・ 理由</li> </ul>	

※を付した欄については、必ず御記入ください。

## 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について

### 1. 改正の契機

- (1) 第 1 6 9 回通常国会において、改正保険法が成立した。保険法改正への保険業法上の対応を議論する金融審議会において、当局（金融庁）においては、①15歳未満の未成年者を被保険者とする死亡保険契約、②被保険者が契約者と異なる被保険者の同意を取得していない死亡保険契約を保険会社が引き受けるにあたり、所要の体制を整備するよう保険業法施行規則を改正し、義務付けることとされた。モラルリスク対策の観点からは、保険のみならず共済についても同様の体制を整備する必要があることから、消費生活協同組合が実施する共済についても、上記と同様の体制を整備することが必要となった。
- (2) 消費生活協同組合法第12条の2第3項及び第94条第7項では、組合などの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないとされており、当該証明書の様式を定めることが必要となった。

### 2. 改正内容

- (1) 次の共済（不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く。）を消費生活協同組合等が引き受けるに当たっては、共済の不正な利用の防止を図るための共済金の限度額その他引受けに関する内部規則等を定めるとともに、当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを規定する。
  - ① 15歳未満の者を被共済者とする死亡共済
  - ② 被共済者本人の同意を取得していない死亡共済

（注）「死亡共済」とは、人の死亡に関し一定額の共済金を支払うことを約し、共済掛金を収受する共済をいう。
- (2) 組合などの検査をする職員の証明書の様式を定める。

### 3. 施行日

平成 2 1 年 4 月 1 日

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）（平成二十一年四月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（貸付事業の運営に関する措置）</p> <p>第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>（略）</p> <p>五十四 事業所等ごとに、組合員の見やすい場所に、別紙様式第一に定める標識を明示するための措置</p> <p>（共済事業を行う組合の内部規則等）</p> <p>第七十四条（略）</p> <p>2 共済事業を行う組合が、人の死亡に関し、一定額の共済金を支払うことを約し、共済掛金を收受する共済であつて、被共済者が十五歳未満であるもの又は被共済者本人の同意がないもの（いずれも不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く。以下この項において「死亡共済」という。）の引受けを行う場合には、前項の内部規則等に、死亡共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するための共済金の限度額その他引受けに関する定めを設けなければならない。</p> <p>（職員の身分を示す証票及び証明書）</p> <p>第二百五十八条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三</p>	<p>（貸付事業の運営に関する措置）</p> <p>第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>（略）</p> <p>五十四 事業所等ごとに、組合員の見やすい場所に、別紙様式に定める標識を明示するための措置</p> <p>（共済事業を行う組合の内部規則等）</p> <p>第七十四条（略）</p> <p>（新規）</p>

百十一条第一項の証券及び法第九十四条第七項の証明書の様式は、別紙様式第二のとおりとする。

別表第一（第五十一条第一項第二十三号イ関係）

（略）

Rは、第五十一条第一項第二十三号イに規定する貸付けの利率

別紙様式第一（第五十一条第一項第五十四号関係）

（略）

別表第一（第五十一条第一項第二十三号イ関係）

（略）

Rは、第二条の二の二第二十三号イに規定する貸付けの利率

別紙様式（第五十一条第一項第五十四号関係）

（略）

第 号 検 査 職 員 証

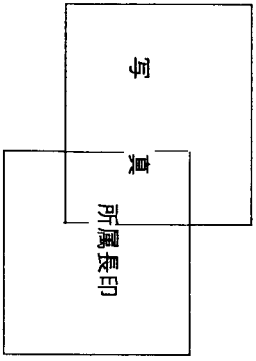
下記の者は、消費生活協同組合法第12条の2第3項において準用する保険業法第305条及び消費生活協同組合法第94条第1項から第5項までの規定による検査をする職員であることを証明する。

記

所 属  
官職又は職名

氏 名

生年月日 年 月 日



年 月 日交付  
(1年有効)

○消費生活協同組合法 (昭和23年法律第200号) (抄)

(共済契約)

第12の2 (第1項及び第2項略)

3 保険業法 (中略) 同法第305条 (中略)の規定は共済代理店について、(中略) 同法第311条の規定はこの項において準用する同法第305条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、(中略) 同法第305条 (中略) 中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と(中略) 読み替えるものとする (以下略)

(行政庁による検査)

第94条 組合員が、総組合員の10分の

1以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないとして認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

※ 用紙の大きさは、日本工業規格B列7番とすること。

(裏面)

- 4 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査をしなければならない。
- 5 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 6 前条第3項の規定は、前項の規定による子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の検査について準用する。
- 7 第1項から第5項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 8 第1項から第5項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○保険業法（平成7年法律第105号）（抄）

（立入検査等）

第305条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所へ立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（検査職員の証票の携帯及び提示等）

第311条（略）第305条の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する各規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正」についての意見募集

平成 2 1 年 2 月 1 8 日  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

今般、消費生活協同組合法施行規則（昭和 2 3 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号。以下「生協法施行規則」という。）の一部改正を予定しており、これに伴い、生協法施行規則の内容を具体化・明確化するため、「共済事業向けの総合的な監督指針」について、所要の改正を検討しており、改正に先立って、監督指針の一部改正案について、広く御意見・御提案を募集します。

つきましては、本案に関して御意見・御提案のある場合には、下記により提出して下さい。

### 記

#### **意見募集対象**

「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」

#### **意見提出要領**

##### 1. 意見募集期限

平成 2 1 年 3 月 1 9 日（木） 1 7 時 ※郵送の場合は同日必着

##### 2. 意見の提出方法

###### （1）ファクシミリの場合

別紙の意見提出様式に則して、日本語で記載の上、御意見を提出して下さい。

FAX 番号：03-3592-1459

厚生労働省社会・援護局地域福祉課宛

###### （2）郵送の場合

別紙の意見提出様式に則して、日本語で記載の上、御意見を提出して下さい。



〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省社会・援護局地域福祉課宛

(3) インターネットの場合（ここをクリックしてください）

\* 入力フォームの「※件名」欄に「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正(案)への意見」と入力してください。

なお、電話での受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

3. 意見の提出上の注意

氏名（法人の場合は、法人名）・住所等の連絡先（電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）は必ず明記して下さい。（御意見を十分把握するため連絡をとらせていただくこともありますので、漏れなくご記入ください。）

記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきますので、ご注意ください。

4. 意見の公開等について

皆様からいただいた御意見は、氏名（法人名）・住所等の連絡先を除き全て公開させて頂く可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

また、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 宛

「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正」への意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
<p>[御意見]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください)</li> <li>・ 意見内容</li>          <li>・ 理由</li></ul>	

## 共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正（案）について（概要）

### 1. 改正の趣旨

消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「生協法施行規則」という。）の一部改正を予定しており、これに伴い、生協法施行規則の内容を具体化・明確化するため、所要の改正を行うもの。

### 2. 主な改正点

共済事業を実施する組合が内部規則等を定めるに当たって、死亡共済のうち、被共済者が15歳未満であるもの又は被共済者本人の同意がないものの引受けを行う場合の留意点等について定める。（共済事業向けの総合的な監督指針Ⅱ－3－6－1－2）

### 3. 実施時期

平成21年4月1日より適用する。

共済事業向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>Ⅱ－３ 業務の適切性  Ⅱ－３－６ 利用者の保護等  Ⅱ－３－６－１ 利用者に対する説明責任、適合性原則  Ⅱ－３－６－１－２ 共済事業の運営に関する措置等</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 規則第174条第1項及び第2項に規定する措置に関し、人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（年金共済及び生存共済を除く。）及び人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（損害をてん補することを約した共済を除く。）の契約について、</p> <p>① 共済契約の引受基準が内部規則等に定められ、組合が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約（以下「他の保険契約」という。）を含む共済金額等が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除・抑制のための十分な体制が整備されているか。</p> <p>② 共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と共済金額等（組合が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）との比較などにより、共済金額の妥当性（過分でないこと）を判断・確認する方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</p>	<p>Ⅱ－３ 業務の適切性  Ⅱ－３－６ 利用者の保護等  Ⅱ－３－６－１ 利用者に対する説明責任、適合性原則  Ⅱ－３－６－１－２ 共済事業の運営に関する措置等</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 規則第174条に規定する措置に関し、人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（年金共済及び生存共済を除く。）及び人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（損害をてん補することを約した共済を除く。）の契約について、</p> <p>① 共済契約の引受基準が内部規則等に定められ、組合が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約（以下「他の保険契約」という。）を含む共済金額等が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除・抑制のための十分な体制が整備されているか。</p> <p>② 共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と共済金額等（組合が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）との比較などにより、共済金額の妥当性（過分でないこと）を判断・確認する方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</p>

(注) 内部規則等を定めるに当たって、次の点に留意しているか。

ア 組合の定める一定金額（以下「共済金の限度額」という。）を超える共済契約の引受審査を行う場合には、共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。

また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。

イ 死亡共済（規則第174条第2項に規定する死亡共済をいう。）の引受けについて

（ア）共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、死亡共済に係る共済金の限度額を具体的に定め、これを超える共済金額による共済の引受けを行わないものと定めているか。また、この限度額は、同一被共済者の他の死亡共済に係る共済金額（他の死亡保険に係る保険金額を含む。）と通算する旨を定めているか。

（イ）その他、共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、利用者ニーズの確認等を通じ、適切な引受審査を行う旨を定めているか。

（注）規則第174条第2項に規定する「不正な利用のおそれが少ないと認められるもの」とは、例えば一時払終身共済、一時払養老共済のほか、既払込共済掛金相当額に運用益等を加えた金額程度の共済金を被共済者の死亡時に支払う個人年金共済等の不正な利用が発生するおそれが少ないことを合理的に説明可能なものをいう。

③ 共済金の限度額を内部規則等で定めている場合には、当該限

(注) 内部規則等を定めるに当たって、次の点に留意しているか。

ア 組合の定める一定金額を超える共済契約の引受審査を行う場合には、共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。

イ また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。

(新規)

(新規)

度額以内で共済が引き受けられているかを検証するシステムを構築しているか。また、共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、適切な引受審査が行われていることを検証する体制を構築しているか。

- ④ 共済金額等（組合が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、職員に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。
- ⑤ 共済金額の決定に際し、モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。

(11) 規則第174条第1項に規定する措置に関し、共済契約について、共済契約者又は被共済者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、内部規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。

(12) 規則第174条第1項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。

①～⑤（略）

(13) 規則第174条第1項に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする共済商品の仕組みが利用者のニーズに合致した内容であることを利用者が確認する機会を確保し、利用者が共済商品の仕組みを適切に選択することを可能とするため、以下のような体制が整備されているか。

- ③ 共済金額等（組合が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、職員に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。
- ④ 共済金額の決定に際し、モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。

(11) 規則第174条に規定する措置に関し、共済契約について、共済契約者又は被共済者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、内部規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。

(12) 規則第174条に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。

①～⑤（略）

(13) 規則第174条に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする共済商品の仕組みが利用者のニーズに合致した内容であることを利用者が確認する機会を確保し、利用者が共済商品の仕組みを適切に選択することを可能とするため、以下のような体制が整備されているか。

①～⑬ (略)

(14) 規則第174条第1項に規定する措置に関し、共済契約の申込みを受けるに当たり、利用者に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を利用者に交付する等の体制が整備されているか。

(注) (略)

(15) 規則第174条第1項に規定する措置に関し、トンチン性の高い共済商品については、組合が利用者に対して、その仕組みの特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。

(注) (略)

①～⑬ (略)

(14) 規則第174条に規定する措置に関し、共済契約の申込みを受けるに当たり、利用者に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を利用者に交付する等の体制が整備されているか。

(注) (略)

(15) 規則第174条に規定する措置に関し、トンチン性の高い共済商品については、組合が利用者に対して、その仕組みの特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。

(注) (略)